食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査業務の一部廃止を許可した件

○厚生労働省告示第二十四号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十八条の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、次のとおり製品検査の業務の一部廃止を許可したので、同法第四十五条第四号の規定に基づき公示する。

令和六年一月三十日

厚生労働大臣　武見　敬三

登録検査機関の名称	廃止する製品検査の業務	廃止の日
一般財団法人岐阜県公衆衛生検査センター	食品衛生法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査としての理化学的検査	令和五年五月十五日